

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成21年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成21年度分	経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10	
		小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
		経済変動対策融資		0.94	1.75	0.09	0.10
		借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10
		子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
				0.36	0.60	0.17	
				0.21	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.09	
		小口零細企業融資	小口 零細	1.27	2.20	0.10	
				1.14	2.00	0.10	
				1.02	1.80	0.10	
				0.90	1.60	0.10	
				0.74	1.35	0.10	
				0.59	1.10	0.10	
				0.55	0.90	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.90	0.10	
		安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.00	
				0.25	0.80	0.00	
		経済危機対応資金繰り 円滑化融資	一般	1.07	1.90	0.00	0.10
				0.94	1.75	0.00	0.10
				0.82	1.55	0.00	0.10
				0.70	1.35	0.00	0.10
				0.55	1.15	0.00	0.10
				0.46	1.00	0.00	0.10
				0.42	0.80	0.00	0.10
				0.36	0.60	0.00	0.10
				0.21	0.45	0.00	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0.00	
			特別 B	0.55	1.14	0.00	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.00	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.00	
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
				0.40	0.68	0.09	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 21 年度分	経営 支援 融資 制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.17	
				0.25	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.09	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成21年度分	特別融資制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 商業・観光業支援融資 事業環境整備促進融資 経営革新等支援融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業承継融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10
				0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
				0.36	0.60	0.17	
				0.21	0.45	0.17	
				特別 A	0.10	0.90	0.10
		特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10	
		特別 D	0.10	0.76	0.09		
		特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
	0.40			0.60	0.17		
	0.25			0.45	0.17		
	創業等支援融資(創業A)			創業	0.10	0.85	0.10
	創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
	事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.08		
		特別小口	0.10	0.90	0.10		
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10
				0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
0.42				0.80	0.09	0.10	
0.36				0.60	0.17		
0.21				0.45	0.17		
特別 A				0.10	0.90	0.10	
特別 B				0.55	1.14	0.09	0.10
特別 C				0.50	1.06	0.09	0.10
特別 D				0.10	0.76	0.09	
災害対策特別融資				一般	0.00	1.90	0.09
		0.00	1.75		0.09	0.10	
		0.00	1.55		0.09	0.10	
		0.00	1.35		0.09	0.10	
		0.00	1.15		0.09	0.10	
		0.00	1.00		0.09	0.10	
		0.00	0.80		0.09	0.10	
		0.00	0.60		0.09	0.10	
		0.00	0.45		0.09	0.10	
		特別 A	0.00		0.90	0.10	
特別 B		0.00	1.14	0.09	0.10		
特別 C	0.00	1.06	0.09	0.10			
特別 D	0.00	0.76	0.09				

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）（以下「産活法」という。）第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法第 51 条に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 条）第 12 条第 1 項に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 9 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律 101 号）第 4 条第 6 項に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 6 条第 1 項に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 11 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 5 条の 3 第 1 項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）第 6 条第 1 項に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 20 条第 1 項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 53 条第 1 項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、同条第 3 項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 13 条第 1 項に規定する経営革新関連保証、同条第 3 項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）第 7 条第 1 項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）第 8 条第 1 項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 18 条第 1 項に規定する地域産業集積関連保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 8 条第 1 項に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 10 までに定める場合を除く。）をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 12 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げることがある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第2（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成22年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成22年度分	経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10	
		小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
		経済変動対策融資		0.94	1.75	0.09	0.10
		借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10
		子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
				0.36	0.60	0.17	
				0.21	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.09	
		小口零細企業融資	小口 零細	1.27	2.20	0.10	
				1.14	2.00	0.10	
				1.02	1.80	0.10	
				0.90	1.60	0.10	
				0.74	1.35	0.10	
				0.59	1.10	0.10	
				0.55	0.90	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.90	0.10	
		安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.00	
				0.25	0.80	0.00	
		経済危機対応資金繰り 円滑化融資	一般	1.07	1.90	0.00	0.10
				0.94	1.75	0.00	0.10
				0.82	1.55	0.00	0.10
				0.70	1.35	0.00	0.10
				0.55	1.15	0.00	0.10
				0.46	1.00	0.00	0.10
				0.42	0.80	0.00	0.10
				0.36	0.60	0.00	0.10
				0.21	0.45	0.00	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0.00	
			特別 B	0.55	1.14	0.00	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.00	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.00	
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
				0.40	0.68	0.09	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成22年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.17	
				0.25	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.09	

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成22年度分	特別融資制度	一般	中核企業支援融資	1.07	1.90	0.09 0.10
			産業活性化融資	0.94	1.75	0.09 0.10
			商業・観光業支援融資	0.82	1.55	0.09 0.10
			事業環境整備促進融資	0.70	1.35	0.09 0.10
			経営革新等支援融資	0.55	1.15	0.09 0.10
			創業等支援融資(創業C)	0.46	1.00	0.09 0.10
			新事業展開支援融資	0.42	0.80	0.09 0.10
			事業承継融資	0.36	0.60	0.17
			事業再生支援融資	0.21	0.45	0.17
		特別 A		0.10	0.90	0.10
		特別 B		0.55	1.14	0.09 0.10
		特別 C		0.50	1.06	0.09 0.10
		特別 D		0.10	0.76	0.09
		短期	特定信用状関連融資	1.17	1.90	0.09 0.10
				1.04	1.75	0.09 0.10
				0.92	1.55	0.09 0.10
				0.80	1.35	0.09 0.10
				0.64	1.15	0.09 0.10
				0.50	1.00	0.09 0.10
				0.45	0.80	0.09 0.10
				0.40	0.60	0.17
				0.25	0.45	0.17
		創業	創業等支援融資(創業A)	0.10	0.85	0.10
		創業等	創業等支援融資(創業B)	0.10	0.90	0.10
		円滑化	事業再生円滑化融資	1.07	1.76	0.08
		特別小口		0.10	0.90	0.10
	災害対策特別支援融資制度	一般	災害復旧融資	1.07	1.90	0.09 0.10
				0.94	1.75	0.09 0.10
				0.82	1.55	0.09 0.10
				0.70	1.35	0.09 0.10
				0.55	1.15	0.09 0.10
				0.46	1.00	0.09 0.10
				0.42	0.80	0.09 0.10
				0.36	0.60	0.17
				0.21	0.45	0.17
		特別 A		0.10	0.90	0.10
		特別 B		0.55	1.14	0.09 0.10
		特別 C		0.50	1.06	0.09 0.10
		特別 D		0.10	0.76	0.09
		一般	災害対策特別融資	0.00	1.90	0.09 0.10
				0.00	1.75	0.09 0.10
				0.00	1.55	0.09 0.10
				0.00	1.35	0.09 0.10
				0.00	1.15	0.09 0.10
				0.00	1.00	0.09 0.10
				0.00	0.80	0.09 0.10
				0.00	0.60	0.09 0.10
				0.00	0.45	0.09 0.10
		特別 A		0.00	0.90	0.10
		特別 B		0.00	1.14	0.09 0.10
		特別 C		0.00	1.06	0.09 0.10
		特別 D		0.00	0.76	0.09

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）（以下「産活法」という。）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 9 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 11 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 10 までに定める場合を除く。）をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 12 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げることがある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第3（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成24年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成24年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7		1.90	0	0.10
					0.49			
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				特別A	0.30	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.30	0.76	0	
			(10年)	緊急10		1.90	0	0.10
					0.42			
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
				特別A	0.25	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.25	0.76	0	
		特別小口融資	特別小口		0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般			1.90	0	0.10
					1.07			
					0.94	1.75	0	0.10
					0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
				特別A	0.40	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.40	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成24年度分	経営支援融資制度	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
				0.59	1.10	0	-
				0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
				0.30	0.50	0	-
			特別 A	0.40	0.90	0	-
			特別 D	0.40	0.90	0	-
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0	
			特別 D	0.40	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成24年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保 (%)	有担保(%)
平成 24 年度分	災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
	災害対策特別融資		一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（平成 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機

会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 8 までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第4（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成25年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成25年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
					0.46	1.55	0	0.10
					0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※0.30	※1.15	0	0.10
				緊急7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10
					0.46	1.80	0	0.10
					0.40	1.60	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
					※0.30	※1.35	0	0.10
				特別A	0.30	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.30	0.76	0	
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 25 年度分	経営 支援 融資 制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10 年)	緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10	
					0.39	1.55	0	0.10	
					0.34	1.35	0	0.10	
					0.30	1.15	0	0.10	
					0.25	1.00	0	0.10	
					0.22	0.80	0	0.10	
					0.18	0.60	0	0.10	
					0.13	0.45	0	0.10	
					0.11	0.45	0	0.10	
					※0.25	※1.15	0	0.10	
				緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10	
					0.39	1.80	0	0.10	
					0.34	1.60	0	0.10	
					0.30	1.35	0	0.10	
					0.25	1.10	0	0.10	
					0.22	0.90	0	0.10	
					0.18	0.70	0	0.10	
					0.13	0.50	0	0.10	
					0.11	0.50	0	0.10	
					※0.25	※1.35	0	0.10	
				特別 A	0.25	0.90	0		
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
				特別 D	0.25	0.76	0		
		特別小口融資			特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資			一般	1.07	1.90	0	0.10
						0.94	1.75	0	0.10
						0.82	1.55	0	0.10
						0.70	1.35	0	0.10
						0.55	1.15	0	0.10
						0.46	1.00	0	0.10
						0.42	0.80	0	0.10
						0.36	0.60	0	0.10
						0.21	0.45	0	0.10
					特別 A	0.40	0.90	0	
					特別 B	0.55	1.14	0	0.10
					特別 C	0.50	1.06	0	0.10
					特別 D	0.40	0.76	0	
		小口零細企業融資			小口零細	1.27	2.20	0	-
						1.14	2.00	0	-
						1.02	1.80	0	-
						0.90	1.60	0	-
						0.74	1.35	0	-
						0.59	1.10	0	-
						0.55	0.90	0	-
						0.50	0.70	0	-
						0.30	0.50	0	-
		特別 A				0.40	0.90	0	-
		特別 D			0.40	0.90	0	-	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成25年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0	
			特別 D	0.40	0.76	0	
	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成25年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
	災害対策特別融資		一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確

保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 8 までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。

11 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第5（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成26年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成26年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急7 (経営力強化保証・責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
					0.46	1.55	0	0.10
					0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※0.30	※1.15	0	0.10
				緊急7 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10
					0.46	1.80	0	0.10
					0.40	1.60	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
					※0.30	※1.35	0	0.10
				特別A	0.30	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.30	0.76	0	
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成26年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	緊急10	0.42	1.75	0	0.10	
				(経営力強化保証・責任共有)	0.39	1.55	0	0.10	
					0.34	1.35	0	0.10	
					0.30	1.15	0	0.10	
					0.25	1.00	0	0.10	
					0.22	0.80	0	0.10	
					0.18	0.60	0	0.10	
					0.13	0.45	0	0.10	
					0.11	0.45	0	0.10	
					※0.25	※1.15	0	0.10	
			緊急10 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10		
				0.39	1.80	0	0.10		
				0.34	1.60	0	0.10		
				0.30	1.35	0	0.10		
				0.25	1.10	0	0.10		
				0.22	0.90	0	0.10		
				0.18	0.70	0	0.10		
				0.13	0.50	0	0.10		
				0.11	0.50	0	0.10		
			※0.25	※1.35	0	0.10			
			特別A	0.25	0.90	0			
			特別B	0.55	1.14	0	0.10		
			特別C	0.50	1.06	0	0.10		
			特別D	0.25	0.76	0			
		特別小口融資			特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資			一般	1.07	1.90	0	0.10
						0.94	1.75	0	0.10
						0.82	1.55	0	0.10
						0.70	1.35	0	0.10
						0.55	1.15	0	0.10
						0.46	1.00	0	0.10
						0.42	0.80	0	0.10
						0.36	0.60	0	0.10
						0.21	0.45	0	0.10
					特別A	0.40	0.90	0	
					特別B	0.55	1.14	0	0.10
					特別C	0.50	1.06	0	0.10
					特別D	0.40	0.76	0	
		小口零細企業融資			小口零細	1.27	2.20	0	-
						1.14	2.00	0	-
						1.02	1.80	0	-
						0.90	1.60	0	-
						0.74	1.35	0	-
						0.59	1.10	0	-
						0.55	0.90	0	-
						0.50	0.70	0	-
						0.30	0.50	0	-
					特別A	0.40	0.90	0	-
					特別D	0.40	0.90	0	-

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成26年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0	
			特別 D	0.40	0.76	0	
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
				0.46	1.75	0	0.10
				0.40	1.55	0	0.10
				0.35	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.26	1.00	0	0.10
				0.21	0.80	0	0.10
				0.16	0.60	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
			特別 A	0.30	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.30	0.76	0	
		(10 年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
				0.39	1.75	0	0.10
				0.34	1.55	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.15	0	0.10
				0.22	1.00	0	0.10
				0.18	0.80	0	0.10
				0.13	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.25	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.25	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成26年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成26年度分	災害対策特別支援融資制度	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割引かれる場合がある。
- 11 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第6（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成27年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成27年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急7 (経営力強化保証・責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
					0.46	1.55	0	0.10
					0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※0.30	※1.15	0	0.10
				緊急7 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10
					0.46	1.80	0	0.10
					0.40	1.60	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
					※0.30	※1.35	0	0.10
				特別A	0.30	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.30	0.76	0	
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成27年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	緊急10	0.42	1.75	0	0.10	
				(経営力強化保証・責任共有)	0.39	1.55	0	0.10	
					0.34	1.35	0	0.10	
					0.30	1.15	0	0.10	
					0.25	1.00	0	0.10	
					0.22	0.80	0	0.10	
					0.18	0.60	0	0.10	
					0.13	0.45	0	0.10	
					0.11	0.45	0	0.10	
					※0.25	※1.15	0	0.10	
			緊急10 (経営力強化保証・責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10		
				0.39	1.80	0	0.10		
				0.34	1.60	0	0.10		
				0.30	1.35	0	0.10		
				0.25	1.10	0	0.10		
				0.22	0.90	0	0.10		
				0.18	0.70	0	0.10		
				0.13	0.50	0	0.10		
				0.11	0.50	0	0.10		
			※0.25	※1.35	0	0.10			
			特別A	0.25	0.90	0			
			特別B	0.55	1.14	0	0.10		
			特別C	0.50	1.06	0	0.10		
			特別D	0.25	0.76	0			
		特別小口融資			特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資			一般	1.07	1.90	0	0.10
						0.94	1.75	0	0.10
						0.82	1.55	0	0.10
						0.70	1.35	0	0.10
						0.55	1.15	0	0.10
						0.46	1.00	0	0.10
						0.42	0.80	0	0.10
						0.36	0.60	0	0.10
						0.21	0.45	0	0.10
					特別A	0.40	0.90	0	
					特別B	0.55	1.14	0	0.10
					特別C	0.50	1.06	0	0.10
					特別D	0.40	0.76	0	
		小口零細企業融資			小口零細	1.27	2.20	0	-
						1.14	2.00	0	-
						1.02	1.80	0	-
						0.90	1.60	0	-
						0.74	1.35	0	-
						0.59	1.10	0	-
						0.55	0.90	0	-
						0.50	0.70	0	-
						0.30	0.50	0	-
					特別A	0.40	0.90	0	-
					特別D	0.40	0.90	0	-

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成27年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0	
			特別 D	0.40	0.76	0	
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年) 緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
				0.46	1.75	0	0.10
				0.40	1.55	0	0.10
				0.35	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.26	1.00	0	0.10
				0.21	0.80	0	0.10
				0.16	0.60	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
			特別 A	0.30	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.30	0.76	0	
		(10 年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
				0.39	1.75	0	0.10
				0.34	1.55	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.15	0	0.10
				0.22	1.00	0	0.10
				0.18	0.80	0	0.10
				0.13	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.25	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.25	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成27年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 27 年度分	災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割引かれる場合がある。
- 11 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 7（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 28 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 28 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
					0.46	1.55	0	0.10
					0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※0.30	※1.15	0	0.10
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10
					0.46	1.80	0	0.10
					0.40	1.60	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
					※0.30	※1.35	0	0.10
				特別 A	0.30	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	0	
			(10 年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成28年度分	経営支援融資制度	(10年)	緊急10 (経営力強化保証・責任共有)		0.42	1.75	0	0.10
					0.39	1.55	0	0.10
					0.34	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.25	1.00	0	0.10
					0.22	0.80	0	0.10
					0.18	0.60	0	0.10
					0.13	0.45	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
					※0.25	※1.15	0	0.10
			緊急10 (経営力強化保証・責任共有対象外)		0.42	2.00	0	0.10
					0.39	1.80	0	0.10
					0.34	1.60	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.10	0	0.10
					0.22	0.90	0	0.10
					0.18	0.70	0	0.10
					0.13	0.50	0	0.10
					0.11	0.50	0	0.10
					※0.25	※1.35	0	0.10
			特別 A		0.25	0.90	0	
			特別 B		0.55	1.14	0	0.10
			特別 C		0.50	1.06	0	0.10
			特別 D		0.25	0.76	0	
			特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
			小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
					0.94	1.75	0	0.10
					0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
				特別 A	0.40	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.40	0.76	0	
			小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
					1.14	2.00	0	-
					1.02	1.80	0	-
					0.90	1.60	0	-
					0.74	1.35	0	-
					0.59	1.10	0	-
					0.55	0.90	0	-
					0.50	0.70	0	-
					0.30	0.50	0	-
				特別 A	0.40	0.90	0	-
				特別 D	0.40	0.90	0	-

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 28 年度分	経営 支援 融資 制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	0	
			特別 D	0.40	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成28年度分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				特別A	0.30	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.30	0.76	0	
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
				特別A	0.25	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.25	0.76	0	
		南海地震・節電対策融資		地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
					0.31	1.75	0	0.10
					0.27	1.55	0	0.10
					0.24	1.35	0	0.10
					0.20	1.15	0	0.10
					0.18	1.00	0	0.10
					0.14	0.80	0	0.10
					0.12	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
				特別A	0.20	0.90	0	
				特別B	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別D	0.20	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成28年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
		産業活性化融資		0.94	1.75	0	0.10
		事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
		創業者等応援融資(創業Ⅲ型)		0.70	1.35	0	0.10
		新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
		事業再生支援融資		0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	0	-
	災害対策特別支援融資制度	事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	0	
			サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	0	
		災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。

- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割引かれる場合がある。
- 12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 8（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 29 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 29 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
					0.46	1.55	0	0.10
					0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※0.30	※1.15	0	0.10
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10
					0.46	1.80	0	0.10
					0.40	1.60	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
					※0.30	※1.35	0	0.10
				特別 A	0.30	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	0	
			(10 年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
				緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10
					0.39	1.55	0	0.10
					0.34	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.25	1.00	0	0.10
					0.22	0.80	0	0.10
					0.18	0.60	0	0.10
					0.13	0.45	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

					※0.25	※1.15	0	0.10
--	--	--	--	--	-------	-------	---	------

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成29年度分	経営支援融資制度	(10年)	緊急10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)		0.42	2.00	0	0.10
					0.39	1.80	0	0.10
					0.34	1.60	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.10	0	0.10
					0.22	0.90	0	0.10
					0.18	0.70	0	0.10
					0.13	0.50	0	0.10
					0.11	0.50	0	0.10
					※0.25	※1.35	0	0.10
			特別A		0.25	0.90	0	
			特別B		0.55	1.14	0	0.10
			特別C		0.50	1.06	0	0.10
			特別D		0.25	0.76	0	
			特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般		1.07	1.90	0	0.10
					0.94	1.75	0	0.10
					0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
			特別A		0.40	0.90	0	
			特別B		0.55	1.14	0	0.10
			特別C		0.50	1.06	0	0.10
			特別D		0.40	0.76	0	
		小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20	0	-
					1.14	2.00	0	-
					1.02	1.80	0	-
					0.90	1.60	0	-
					0.74	1.35	0	-
					0.59	1.10	0	-
					0.55	0.90	0	-
					0.50	0.70	0	-
					0.30	0.50	0	-
			特別A		0.40	0.90	0	-
			特別D		0.40	0.90	0	-
		流動資産担保融資	流動資産担保		0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊		1.01	1.62	0	0.10
					0.91	1.49	0	0.10
					0.80	1.32	0	0.10
					0.70	1.15	0	0.10
					0.57	0.98	0	0.10
					0.44	0.85	0	0.10
					0.40	0.68	0	0.10
					0.35	0.51	0	0.10
					0.22	0.39	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成29年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
				1.04	1.75	0	0.10	
				0.92	1.55	0	0.10	
				0.80	1.35	0	0.10	
				0.64	1.15	0	0.10	
				0.50	1.00	0	0.10	
				0.45	0.80	0	0.10	
				0.40	0.60	0	0.10	
				0.25	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0		
			特別 D	0.40	0.76	0		
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				特別 A	0.30	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	0	
			(10 年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
特別 A				0.25	0.90	0		
特別 B				0.55	1.14	0	0.10	
特別 C				0.50	1.06	0	0.10	
特別 D				0.25	0.76	0		
南海地震・節電対策融資		地震・節電対策		0.34	1.90	0	0.10	
				0.31	1.75	0	0.10	
				0.27	1.55	0	0.10	
				0.24	1.35	0	0.10	
				0.20	1.15	0	0.10	
				0.18	1.00	0	0.10	
	0.14			0.80	0	0.10		
	0.12			0.60	0	0.10		
	0.11			0.45	0	0.10		
	特別 A		0.20	0.90	0			
	特別 B		0.55	1.14	0	0.10		
	特別 C		0.50	1.06	0	0.10		
	特別 D		0.20	0.76	0			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 29 年度 分	特別 融資 制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
		産業活性化融資		0.94	1.75	0	0.10
		事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
		創業者等応援融資(創業Ⅲ型)		0.70	1.35	0	0.10
		新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
		事業再生支援融資		0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	0	-
	災害 対策 特別 支援 融資 制度	事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	0	
			サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	0	
		災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。

- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類又は会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第9（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成30年4月1日から平成30年12月31日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成30年4月1日～平成30年12月31日分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)産振7	0.49	1.90	0	0.10
				0.46	1.75	0	0.10
				0.40	1.55	0	0.10
				0.35	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.26	1.00	0	0.10
				0.21	0.80	0	0.10
				0.16	0.60	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
			産振7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
				0.46	1.55	0	0.10
				0.40	1.35	0	0.10
				0.35	1.15	0	0.10
				0.30	1.00	0	0.10
				0.26	0.80	0	0.10
				0.21	0.60	0	0.10
				0.16	0.45	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
				※0.30	※1.15	0	0.10
			産振7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10
				0.46	1.80	0	0.10
				0.40	1.60	0	0.10
				0.35	1.35	0	0.10
				0.30	1.10	0	0.10
				0.26	0.90	0	0.10
				0.21	0.70	0	0.10
				0.16	0.50	0	0.10
				0.12	0.50	0	0.10
				※0.30	※1.35	0	0.10
			特別A	0.30	0.90	0	
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06	0	0.10
			特別D	0.30	0.76	0	
			特別E	0.30	0.80	0	
		(10年)	産振10	0.42	1.90	0	0.10
				0.39	1.75	0	0.10
				0.34	1.55	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.15	0	0.10
				0.22	1.00	0	0.10
				0.18	0.80	0	0.10
				0.13	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			産振10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10
				0.39	1.55	0	0.10
				0.34	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.25	1.00	0	0.10
				0.22	0.80	0	0.10
				0.18	0.60	0	0.10

				0.13	0.45	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
				※0.25	※1.15	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成30年4月1日～平成30年12月31日分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00	0	0.10
					0.39	1.80	0	0.10
					0.34	1.60	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.10	0	0.10
					0.22	0.90	0	0.10
					0.18	0.70	0	0.10
					0.13	0.50	0	0.10
					0.11	0.50	0	0.10
					※0.25	※1.35	0	0.10
			特別 A	0.25	0.90	0		
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.25	0.76	0		
			特別 E	0.25	0.80	0		
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	0	-
		経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	0	0.10
					0.94	1.75	0	0.10
					0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
				特別 A	0.40	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
	特別 D			0.40	0.76	0		
	特別 E	0.40	0.80	0				
	小規模企業融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	0	0.10	
				0.46	1.75	0	0.10	
				0.40	1.55	0	0.10	
				0.35	1.35	0	0.10	
				0.30	1.15	0	0.10	
				0.26	1.00	0	0.10	
				0.21	0.80	0	0.10	
				0.16	0.60	0	0.10	
				0.12	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.30	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.30	0.76	0		
			特別 E	0.30	0.80	0		

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
				区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成30年4月1日～平成30年12月31日分	経営支援融資制度	小規模企業融資 (10年)	産振 10		0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
			特別 A		0.25	0.90	0	
			特別 B		0.55	1.14	0	0.10
			特別 C		0.50	1.06	0	0.10
			特別 D		0.25	0.76	0	
			特別 E		0.25	0.80	0	
		小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20	0	-
					1.14	2.00	0	-
					1.02	1.80	0	-
					0.90	1.60	0	-
					0.74	1.35	0	-
					0.59	1.10	0	-
					0.55	0.90	0	-
					0.50	0.70	0	-
					0.30	0.50	0	-
			特別 A		0.40	0.90	0	-
			特別 D		0.40	0.90	0	-
			特別 E		0.40	0.80	0	-
		流動資産担保融資	流動資産担保		0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊		1.01	1.62	0	0.10
					0.91	1.49	0	0.10
					0.80	1.32	0	0.10
					0.70	1.15	0	0.10
					0.57	0.98	0	0.10
					0.44	0.85	0	0.10
					0.40	0.68	0	0.10
					0.35	0.51	0	0.10
					0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期		1.17	1.90	0	0.10
					1.04	1.75	0	0.10
					0.92	1.55	0	0.10
					0.80	1.35	0	0.10
					0.64	1.15	0	0.10
					0.50	1.00	0	0.10
					0.45	0.80	0	0.10
					0.40	0.60	0	0.10
					0.25	0.45	0	0.10
			特別 A		0.40	0.90	0	
			特別 D		0.40	0.76	0	
			特別 E		0.40	0.80	0	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成30年4月1日～平成30年12月31日分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					特別 A	0.30	0.90	0
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.30	0.76	0		
			特別 E	0.30	0.80	0		
			(10年)	産振 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
		0.18			0.80	0	0.10	
		0.13			0.60	0	0.10	
		0.11			0.45	0	0.10	
		特別 A			0.25	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
		特別 D	0.25	0.76	0			
		特別 E	0.25	0.80	0			
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10	
				0.31	1.75	0	0.10	
				0.27	1.55	0	0.10	
				0.24	1.35	0	0.10	
				0.20	1.15	0	0.10	
				0.18	1.00	0	0.10	
				0.14	0.80	0	0.10	
				0.12	0.60	0	0.10	
				0.11	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.20	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
特別 D	0.20			0.76	0			
中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般			1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
		0.46	1.00	0	0.10			
		0.42	0.80	0	0.10			
		0.36	0.60	0	0.10			
		0.21	0.45	0	0.10			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成30年4月1日～平成30年12月31日分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90	0	
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		産業活性化融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
		創業者等応援融資(創業Ⅲ型)		0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
		新事業展開支援融資		0.70	1.35	0	0.10
		事業再生支援融資		0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
			特別 E	0.10	0.80	0	
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	0	-
		事業再生計画実施支援融資	サポート(責任共有)	0.20	0.80	0	
	災害対策特別支援融資制度		サポート(責任共有対象外)	0.20	1.00	0	
		災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
			特別 E	0.20	0.80	0	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
				0.00	0.60	0	0.10
				0.00	0.45	0	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0	
			特別 B	0.00	1.14	0	0.10
			特別 C	0.00	1.06	0	0.10

		特別 D	0.00	0.76	0
		特別 E	0.00	0.80	0

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農工商等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農工商等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 11 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 12 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類又は会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 13 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 10（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60

				0.13	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率	
				区分	%	%	
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10 年)	産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00	
					0.39	1.80	
					0.34	1.60	
					0.30	1.35	
					0.25	1.10	
					0.22	0.90	
					0.18	0.70	
					0.13	0.50	
					0.11	0.50	
					※0.25	※1.35	
				特別 A	0.25	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.25	0.76	
				特別 E	0.25	0.80	
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	
		経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	
					0.94	1.75	
					0.82	1.55	
					0.70	1.35	
					0.55	1.15	
					0.46	1.00	
					0.42	0.80	
					0.36	0.60	
					0.21	0.45	
					特別 A	0.40	0.90
					特別 B	0.55	1.14
	特別 C				0.50	1.06	
	特別 D	0.40	0.76				
	特別 E	0.40	0.80				
	小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90		
				0.46	1.75		
				0.40	1.55		
				0.35	1.35		
				0.30	1.15		
				0.26	1.00		
				0.21	0.80		
				0.16	0.60		
				0.12	0.45		
				特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14		
			特別 C	0.50	1.06		
			特別 D	0.30	0.76		
			特別 E	0.30	0.80		

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	経営支援融資制度	小規模企業融資 (10年)	産振 10		0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
			特別 A		0.25	0.90
			特別 B		0.55	1.14
			特別 C		0.50	1.06
			特別 D		0.25	0.76
			特別 E		0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20
					1.14	2.00
					1.02	1.80
					0.90	1.60
					0.74	1.35
					0.59	1.10
					0.55	0.90
					0.50	0.70
					0.30	0.50
			特別 A		0.40	0.90
			特別 D		0.40	0.90
			特別 E		0.40	0.80
		流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68
		下請経営安定融資	特殊		1.01	1.62
					0.91	1.49
					0.80	1.32
					0.70	1.15
					0.57	0.98
					0.44	0.85
					0.40	0.68
					0.35	0.51
					0.22	0.39
		季節融資	短期		1.17	1.90
					1.04	1.75
					0.92	1.55
					0.80	1.35
					0.64	1.15
					0.50	1.00
					0.45	0.80
					0.40	0.60
					0.25	0.45
			特別 A		0.40	0.90
			特別 D		0.40	0.76
			特別 E		0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	特別融資制度	産業振興計画推進融資 (7年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
		中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率	
			区分	%		%
平成31年1月1日～平成31年3月31日分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90	
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.10	0.76	
			産業活性化融資	一般	1.07	1.90
		創業者等応援融資(創業Ⅲ型)		0.94	1.75	
				0.82	1.55	
			新事業展開支援融資		0.70	1.35
					0.55	1.15
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
			0.36	0.60		
			0.21	0.45		
		事業再生支援融資	特別 A	0.10	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
	特別 C		0.50	1.06		
	特別 D		0.10	0.76		
	特別 E		0.10	0.80		
	創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85		
	創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90		
	事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80		
		サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00		
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策		0.34	1.90
					0.31	1.75
					0.27	1.55
					0.24	1.35
					0.20	1.15
					0.18	1.00
				0.14	0.80	
				0.12	0.60	
				0.11	0.45	
特別 A				0.20	0.90	
特別 B				0.55	1.14	
特別 C				0.50	1.06	
特別 D				0.20	0.76	
特別 E				0.20	0.80	
災害対策特別融資			一般		0.00	1.90
				0.00	1.75	
				0.00	1.55	
				0.00	1.35	
				0.00	1.15	
				0.00	1.00	
				0.00	0.80	
				0.00	0.60	
				0.00	0.45	
		特別 A		0.00	0.90	
		特別 B		0.00	1.14	
		特別 C		0.00	1.06	

			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 11 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 11（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 31 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
平成 31 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年)産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
			(10 年)産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60
				0.13	0.45

				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率	
				区分	%	%	
平成31年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10 年)	産振 10	0.42	2.00	
				(経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.39	1.80	
					0.34	1.60	
					0.30	1.35	
					0.25	1.10	
					0.22	0.90	
					0.18	0.70	
					0.13	0.50	
					0.11	0.50	
					※0.25	※1.35	
				特別 A	0.25	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.25	0.76	
				特別 E	0.25	0.80	
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	
		経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	
					0.94	1.75	
					0.82	1.55	
					0.70	1.35	
					0.55	1.15	
					0.46	1.00	
					0.42	0.80	
					0.36	0.60	
					0.21	0.45	
					特別 A	0.40	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.40	0.76
					特別 E	0.40	0.80
	小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90		
				0.46	1.75		
				0.40	1.55		
				0.35	1.35		
				0.30	1.15		
				0.26	1.00		
				0.21	0.80		
				0.16	0.60		
				0.12	0.45		
				特別 A	0.30	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.30	0.76	
				特別 E	0.30	0.80	

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	
				区分	%		
平成31年度分	経営支援融資制度	小規模企業融資	(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.25	0.76
					特別 E	0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20		
				1.14	2.00		
				1.02	1.80		
				0.90	1.60		
				0.74	1.35		
				0.59	1.10		
				0.55	0.90		
				0.50	0.70		
				0.30	0.50		
				特別 A	0.40	0.90	
				特別 D	0.40	0.90	
				特別 E	0.40	0.80	
				流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68
				下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62
		0.91	1.49				
		0.80	1.32				
		0.70	1.15				
		0.57	0.98				
		0.44	0.85				
		0.40	0.68				
		0.35	0.51				
		0.22	0.39				
		季節融資	短期			1.17	1.90
				1.04	1.75		
				0.92	1.55		
				0.80	1.35		
				0.64	1.15		
				0.50	1.00		
				0.45	0.80		
				0.40	0.60		
				0.25	0.45		
				特別 A	0.40	0.90	
				特別 D	0.40	0.76	
				特別 E	0.40	0.80	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
平成31年度分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
					特別 A	0.30
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80
			(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
					特別 A	0.25
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
				0.31	1.75	
				0.27	1.55	
				0.24	1.35	
				0.20	1.15	
				0.18	1.00	
				0.14	0.80	
				0.12	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.20	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
特別 D	0.20	0.76				
中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般	1.07	1.90			
		0.94	1.75			
		0.82	1.55			
		0.70	1.35			
		0.55	1.15			
		0.46	1.00			
		0.42	0.80			
		0.36	0.60			
		0.21	0.45			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
平成31年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.10	0.76
			産業活性化融資 創業者等応援融資(創業Ⅲ型) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
		特別 A		0.10	0.90
		特別 B		0.55	1.14
		特別 C		0.50	1.06
		特別 D		0.10	0.76
		特別 E		0.10	0.80
	創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	
	創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	
	事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	
		サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	
		農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80
災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
			0.31	1.75	
			0.27	1.55	
			0.24	1.35	
			0.20	1.15	
			0.18	1.00	
			0.14	0.80	
			0.12	0.60	
			0.11	0.45	
			特別 A	0.20	0.90
		特別 B	0.55	1.14	
		特別 C	0.50	1.06	
		特別 D	0.20	0.76	
		特別 E	0.20	0.80	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
	0.00			1.15	
	0.00			1.00	
	0.00			0.80	
	0.00			0.60	
	0.00			0.45	
特別 A	0.00			0.90	

			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80
保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
平成 31 年度分	感染症 対策 特別 支援 融資 制度	新型コロナウイルス感染症対策融 資	一般	0.10	1.90
				0.10	1.75
				0.10	1.55
				0.10	1.35
				0.10	1.15
				0.10	1.00
				0.10	0.80
				0.10	0.60
				0.10	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.10	1.14
			特別 C	0.10	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定

する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 8 までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

- 12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 12（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 2 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 2 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年)産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60
				0.13	0.45

				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和2年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10 年)	産振 10	0.42	2.00
				(経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.39	1.80
					0.34	1.60
					0.30	1.35
					0.25	1.10
					0.22	0.90
					0.18	0.70
					0.13	0.50
					0.11	0.50
					※0.25	※1.35
					特別 A	0.25
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90
				特別小口 (医業を除く小規模 NPO 法人)	0.40	0.76
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
	経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
				0.36	0.60	
				0.21	0.45	
			特別 A	0.40	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.40	0.76	
			特別 E	0.40	0.80	
			小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49
		0.46			1.75	
		0.40			1.55	
		0.35			1.35	
		0.30			1.15	
		0.26			1.00	
		0.21			0.80	
		0.16			0.60	
		0.12			0.45	
	特別 A	0.30			0.90	
	特別 B	0.55	1.14			

			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	%
令和2年度分	経営支援融資制度	小規模企業融資	(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
				特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	
				1.14	2.00	
				1.02	1.80	
				0.90	1.60	
				0.74	1.35	
				0.59	1.10	
				0.55	0.90	
				0.50	0.70	
				0.30	0.50	
				特別 A	0.40	0.90
		特別 D	0.40	0.90		
		特別 E	0.40	0.80		
		流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	
				0.91	1.49	
				0.80	1.32	
				0.70	1.15	
				0.57	0.98	
				0.44	0.85	
				0.40	0.68	
				0.35	0.51	
				0.22	0.39	
		季節融資	短期	1.17	1.90	
				1.04	1.75	
				0.92	1.55	
				0.80	1.35	
				0.64	1.15	
				0.50	1.00	
				0.45	0.80	
				0.40	0.60	
				0.25	0.45	
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76

			特別 E	0.40	0.80
--	--	--	------	------	------

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和2年度分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
				特別 A	0.30	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80
			(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
				特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資		地震・節電対策	0.34	1.90
					0.31	1.75
					0.27	1.55
					0.24	1.35
					0.20	1.15
					0.18	1.00
					0.14	0.80
					0.12	0.60
					0.11	0.45
				特別 A	0.20	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.20	0.76
		中核企業支援融資 事業環境整備促進融資		一般	1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60

				0.21	0.45
--	--	--	--	------	------

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和2年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.10	0.76
		産業活性化融資	一般	1.07	1.90
		創業者等応援融資(創業Ⅲ型)		0.94	1.75
		新事業展開支援融資		0.82	1.55
		事業再生支援融資		0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
			特別 A	0.10	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.10	0.76
			特別 E	0.10	0.80
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85
		創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90
		事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80
			サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00
		事業承継特別保証制度融資	事業承継1(経営者 保証コーディネー ター確認無)	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			事業承継2(経営者 保証コーディネー ター確認有)	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和2年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
				0.00	0.80
				0.00	0.60
				0.00	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80
	感染症対策特別支援融資制度	新型コロナウイルス感染症対策融資	コロナ	0.10	1.90
				0.10	1.75
				0.10	1.55
				0.10	1.35
				0.10	1.15
				0.10	1.00
				0.10	0.80
				0.10	0.60
				0.10	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.10	1.14
			特別 C	0.10	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80
		新型コロナウイルス感染症対策短期融資	特別 A	0.00	0.90
			特別 D	0.00	0.76
				0.38	
			特別 E	0.00	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率		
			区分	%	%		
令和2年度分	新型コロナウイルス感染症対策特別支援融資制度	新型コロナウイルス感染症対応融資	コロナ2	0.00	0.85		
				0.425			
				※1			
				0.00			
				0.525	1.05		
				※2			
				保証料と基本保証料との差額は国が補給			
				新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資	一般	0.00	1.90
							1.75
							1.55
							1.35
	1.15						
	1.00						
	0.80						
	0.60						
	0.45						
	0.90						
	1.14						
	1.06						
	0.76						
	0.80						

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第4号又は第6号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業

振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 8 までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

11 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

13 「新型コロナウイルス感染症対策短期融資」における「区分」欄の「特別 D」は、「売上高等の減少率が 15%未満の法人等」に該当する場合、0.38%の保証料率を適用する。

14 「保証料率」欄の「%」欄の※ 1 及び※ 2 については、それぞれ次に該当する場合について適用する。

※ 1：売上高等の減少率が 15%未満の法人等

※ 2：経営者保証免除対応（以下の要件）を適用した事業者

①直近の決算書が資産超過であること。

②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

別表第 13（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 23 日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 23 日まで分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60

				0.13	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和3年4月1日から令和3年12月23日まで分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00
					0.39	1.80
					0.34	1.60
					0.30	1.35
					0.25	1.10
					0.22	0.90
					0.18	0.70
					0.13	0.50
					0.11	0.50
					※0.25	※1.35
				特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90
				特別小口 (医業を除 く小規模 NPO 法 人)	0.40	0.76
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
		経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
				特別 A	0.40	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
		小規模企業融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
				特別 A	0.30	0.90

				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和3年4月1日から令和3年12月23日まで分	経営支援融資制度	小規模企業融資	(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
					特別 A	0.25
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
				小口零細企業融資	小口零細	1.27
		1.14	2.00			
		1.02	1.80			
		0.90	1.60			
		0.74	1.35			
		0.59	1.10			
		0.55	0.90			
		0.50	0.70			
		0.30	0.50			
		特別 A	0.40			0.90
		特別 D	0.40			0.90
		特別 E	0.40			0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保			0.36
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	
				0.91	1.49	
				0.80	1.32	
				0.70	1.15	
				0.57	0.98	
				0.44	0.85	
				0.40	0.68	
				0.35	0.51	
				0.22	0.39	
		季節融資	短期	1.17	1.90	
				1.04	1.75	
				0.92	1.55	
				0.80	1.35	
				0.64	1.15	
				0.50	1.00	
				0.45	0.80	
				0.40	0.60	
				0.25	0.45	
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
令和3年4月1日から令和3年12月23日まで分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75	
				0.40	1.55	
				0.35	1.35	
				0.30	1.15	
				0.26	1.00	
				0.21	0.80	
				0.16	0.60	
				0.12	0.45	
				特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.30	0.76	
			特別 E	0.30	0.80	
			(10年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
		0.18		0.80		
		0.13		0.60		
		0.11		0.45		
		特別 A		0.25	0.90	
		特別 B	0.55	1.14		
		特別 C	0.50	1.06		
		特別 D	0.25	0.76		
		特別 E	0.25	0.80		
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
			0.31	1.75		
			0.27	1.55		
			0.24	1.35		
			0.20	1.15		
			0.18	1.00		
			0.14	0.80		
			0.12	0.60		
			0.11	0.45		
			特別 A	0.20	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.20	0.76	
			中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般	1.07	1.90
		0.94		1.75		
		0.82		1.55		
		0.70		1.35		
		0.55		1.15		
		0.46		1.00		
		0.42		0.80		
		0.36		0.60		
		0.21		0.45		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
令和3年4月1日から令和3年12月23日まで分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90	
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.10	0.76	
	産業活性化融資 創業者等応援融資(創業Ⅲ型) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90		
			0.94	1.75		
			0.82	1.55		
			0.70	1.35		
			0.55	1.15		
			0.46	1.00		
			0.42	0.80		
			0.36	0.60		
			0.21	0.45		
			特別 A	0.10	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.10	0.76	
			特別 E	0.10	0.80	
			創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85
			創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90
			事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80
				サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00
	事業承継特別保証制度融資	事業承継1(経営者 保証コーディネーター確認無)	0.42	1.90		
			0.39	1.75		
			0.34	1.55		
			0.30	1.35		
			0.25	1.15		
			0.22	1.00		
			0.18	0.80		
			0.13	0.60		
			0.11	0.45		
			事業承継2(経営者 保証コーディネーター確認有)	0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.19	0.85	
				0.15	0.70	
				0.13	0.60	
				0.11	0.50	
				0.09	0.40	
				0.07	0.30	
				0.05	0.20	
	農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80		
	新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90		
			0.39	1.75		

				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和3年4月1日から令和3年12月23日まで分	特別融資制度	新事業チャレンジ支援資金等融資	特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率
		区分	%	%
令和3年4月1日から令和3年12月23日まで分	災害対策特別支援融資制度	地震・節電対策	0.34	1.90
			0.31	1.75
			0.27	1.55
			0.24	1.35
			0.20	1.15
			0.18	1.00
			0.14	0.80
			0.12	0.60
			0.11	0.45
		特別 A	0.20	0.90
		特別 B	0.55	1.14
		特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.20	0.76
		特別 E	0.20	0.80
	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
			0.00	1.75
			0.00	1.55
			0.00	1.35
			0.00	1.15
			0.00	1.00
			0.00	0.80
			0.00	0.60
			0.00	0.45
		特別 A	0.00	0.90
		特別 B	0.00	1.14
		特別 C	0.00	1.06
		特別 D	0.00	0.76
		特別 E	0.00	0.80

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付され

る場合をいう。

- 10 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「区分」欄の「特別E」とは、中小企業信用保険法第15条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

- 12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 14（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 1 月 31 日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 1 月 31 日まで分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60

				0.13	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和3年12月24日から令和4年1月31日まで分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	産振10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00
					0.39	1.80
					0.34	1.60
					0.30	1.35
					0.25	1.10
					0.22	0.90
					0.18	0.70
					0.13	0.50
					0.11	0.50
					※0.25	※1.35
				特別A	0.25	0.90
				特別B	0.55	1.14
				特別C	0.50	1.06
				特別D	0.25	0.76
				特別E	0.25	0.80
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90
				特別小口(医業を除く 小規模NPO法人)	0.40	0.76
				特別A	0.40	0.90
				特別D	0.40	0.76
				特別E	0.40	0.80
		経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
				特別A	0.40	0.90
				特別B	0.55	1.14
				特別C	0.50	1.06
				特別D	0.40	0.76
				特別E	0.40	0.80
		小規模企業融資	(7年)	産振7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
				特別A	0.30	0.90

				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和3年12月24日から令和4年1月31日まで分	経営支援融資制度	小規模企業融資 (10年)	産振 10		0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
			特別 A		0.25	0.90
			特別 B		0.55	1.14
			特別 C		0.50	1.06
			特別 D		0.25	0.76
			特別 E		0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20
					1.14	2.00
					1.02	1.80
					0.90	1.60
					0.74	1.35
					0.59	1.10
					0.55	0.90
					0.50	0.70
					0.30	0.50
			特別 A		0.40	0.90
			特別 D		0.40	0.90
			特別 E		0.40	0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保		0.36	0.68
		下請経営安定融資	特殊		1.01	1.62
					0.91	1.49
					0.80	1.32
					0.70	1.15
					0.57	0.98
					0.44	0.85
					0.40	0.68
					0.35	0.51
					0.22	0.39
		季節融資	短期		1.17	1.90
					1.04	1.75
					0.92	1.55
					0.80	1.35
					0.64	1.15
					0.50	1.00
					0.45	0.80
					0.40	0.60
					0.25	0.45
			特別 A		0.40	0.90
			特別 D		0.40	0.76
			特別 E		0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和3年12月24日から令和4年1月31日まで分	特別融資制度	産業振興計画推進融資 (7年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
		中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
令和3年12月24日から令和4年1月31日まで分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90	
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.10	0.76	
			産業活性化融資 創業者等応援融資(創業Ⅱ型) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
				0.36	0.60	
				0.21	0.45	
		特別 A		0.10	0.90	
		特別 B		0.55	1.14	
		特別 C		0.50	1.06	
		特別 D		0.10	0.76	
		特別 E		0.10	0.80	
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	
		事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	
			サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	
		事業承継特別保証制度融資	事業承継1(経営者 保証コーディネーター確認無)	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				事業承継2(経営者 保証コーディネーター確認有)	0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.19	0.85
					0.15	0.70
					0.13	0.60
					0.11	0.50
					0.09	0.40
					0.07	0.30
					0.05	0.20
		農業ビジネス保証制度融資	農業		0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和3年12月24日から令和4年1月31日まで分	特別融資制度	新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
	伴走支援型特別保証融資		特別 A	0.00	0.20
			特別 D	0.00	0.20
			特別 E	0.00	0.20

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	
令和3年12月24日から令和4年1月31日まで分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
				特別 A	0.20
		特別 B	0.55	1.14	
		特別 C	0.50	1.06	
		特別 D	0.20	0.76	
		特別 E	0.20	0.80	
	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	
			0.00	1.75	
			0.00	1.55	
			0.00	1.35	
			0.00	1.15	
			0.00	1.00	
			0.00	0.80	
			0.00	0.60	
			0.00	0.45	
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

- 11 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 15（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60

				0.13	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	%
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10 年)	産振 10	0.42	2.00
				(経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.39	1.80
					0.34	1.60
					0.30	1.35
					0.25	1.10
					0.22	0.90
					0.18	0.70
					0.13	0.50
					0.11	0.50
					※0.25	※1.35
					特別 A	0.25
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
		特別 E	0.25	0.80		
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	
			特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
				経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07
		0.94	1.75			
		0.82	1.55			
		0.70	1.35			
	0.55	1.15				
	0.46	1.00				
	0.42	0.80				
	0.36	0.60				
	0.21	0.45				
	特別 A	0.40	0.90			
	特別 B	0.55	1.14			
	特別 C	0.50	1.06			
	特別 D	0.40	0.76			
	特別 E	0.40	0.80			
	小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90	
			0.46	1.75		
			0.40	1.55		
			0.35	1.35		
			0.30	1.15		
			0.26	1.00		
			0.21	0.80		
			0.16	0.60		
			0.12	0.45		
			特別 A	0.30	0.90	

				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで分	経営支援融資制度	小規模企業融資 (10年)	産振 10		0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
			特別 A		0.25	0.90
			特別 B		0.55	1.14
			特別 C		0.50	1.06
			特別 D		0.25	0.76
			特別 E		0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20
					1.14	2.00
					1.02	1.80
					0.90	1.60
					0.74	1.35
					0.59	1.10
					0.55	0.90
					0.50	0.70
					0.30	0.50
			特別 A		0.40	0.90
			特別 D		0.40	0.90
			特別 E		0.40	0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保		0.36	0.68
		下請経営安定融資	特殊		1.01	1.62
					0.91	1.49
					0.80	1.32
					0.70	1.15
					0.57	0.98
					0.44	0.85
					0.40	0.68
					0.35	0.51
					0.22	0.39
		季節融資	短期		1.17	1.90
					1.04	1.75
					0.92	1.55
					0.80	1.35
					0.64	1.15
					0.50	1.00
					0.45	0.80
					0.40	0.60
					0.25	0.45
			特別 A		0.40	0.90
			特別 D		0.40	0.76
			特別 E		0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで分	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
					特別 A	0.30
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80
			(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
					特別 A	0.25
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
				0.31	1.75	
				0.27	1.55	
				0.24	1.35	
				0.20	1.15	
				0.18	1.00	
				0.14	0.80	
				0.12	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.20	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.20	0.76		
		中核企業支援融資 事業環境整備促進融資	一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
				0.36	0.60	
				0.21	0.45	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで分	特別融資制度	中核企業支援融資	特別 A	0.10	0.90	
		事業環境整備促進融資	特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.10	0.76	
	産業活性化融資 創業者等応援融資(創業Ⅱ型) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般		1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
				0.36	0.60	
				0.21	0.45	
			特別 A	0.10	0.90	
		特別 B	0.55	1.14		
		特別 C	0.50	1.06		
		特別 D	0.10	0.76		
		特別 E	0.10	0.80		
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	
		事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	
			サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	
		事業承継特別保証制度融資	事業承継1(経営者 保証コーディネーター確認無)		0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
	事業承継2(経営者 保証コーディネーター確認有)				0.25	1.15
				0.22	1.00	
				0.19	0.85	
				0.15	0.70	
				0.13	0.60	
				0.11	0.50	
				0.09	0.40	
				0.07	0.30	
				0.05	0.20	
			農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで分	特別融資制度	新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
	伴走支援型特別保証融資	事業承継 2（経営者保証コーディネーター確認有）	事業承継 2（経営者保証コーディネーター確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
			特別 A	0.00	0.20
			特別 D	0.00	0.20

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和4年2月1日から令和4年3月31日まで分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
	災害対策特別融資	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00

			0.00	0.80
			0.00	0.60
			0.00	0.45
		特別 A	0.00	0.90
		特別 B	0.00	1.14
		特別 C	0.00	1.06
		特別 D	0.00	0.76
		特別 E	0.00	0.80

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農工商等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農工商等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 11 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 16（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 4 年度分（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 9 日分））

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 4 年度分（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 9 日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60

				0.13	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年度分（令和4年4月1日～令和5年1月9日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00
					0.39	1.80
					0.34	1.60
					0.30	1.35
					0.25	1.10
					0.22	0.90
					0.18	0.70
					0.13	0.50
					0.11	0.50
					※0.25	※1.35
				特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90
				特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
		借換え融資		一般	1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
					0.40	0.90
				特別 A	0.40	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
		小規模企業融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
				特別 A	0.30	0.90

				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	
				区分	%		
令和4年度分（令和4年4月1日～令和5年1月9日分）	経営支援融資制度	小規模企業融資	(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.25	0.76
					特別 E	0.25	0.80
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20	
					1.14	2.00	
					1.02	1.80	
					0.90	1.60	
					0.74	1.35	
					0.59	1.10	
					0.55	0.90	
					0.50	0.70	
					0.30	0.50	
					特別 A	0.40	0.90
					特別 D	0.40	0.90
					特別 E	0.40	0.80
		流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68	
	経営安定融資		特殊	1.01	1.62		
				0.91	1.49		
				0.80	1.32		
				0.70	1.15		
				0.57	0.98		
				0.44	0.85		
				0.40	0.68		
				0.35	0.51		
				0.22	0.39		
				短期	1.17	1.90	
					1.04	1.75	
					0.92	1.55	
					0.80	1.35	
					0.64	1.15	
					0.50	1.00	
					0.45	0.80	
					0.40	0.60	
					0.25	0.45	
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
					0.16	0.60	
					0.12	0.45	
					特別 A	0.30	0.90
	特別 B	0.55	1.14				

			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和4年度分 (令和4年4月1日～令和5年1月9日分)	特別融資制度	産業振興計画推進融資 (10年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
	特別融資制度	次世代施策推進融資 (7年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
		(10年)	産振 10	0.42	1.90
		(15年)		0.39	1.75

			(20 年)		0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年度分 (令和4年4月1日～令和5年1月9日分)	特別融資制度	次世代施策推進融資	(10年)	特別 A	0.25	0.90
			(15年)	特別 B	0.55	1.14
			(20年)	特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
	特別融資制度	中核企業支援融資	一般		1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
			特別 A		0.10	0.90
					0.55	1.14
					0.50	1.06
					0.10	0.76
		創業者等応援融資	創業		0.10	0.85
	特別融資制度	事業再生支援融資（一般枠）	一般		1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
			特別 A		0.10	0.90
					0.55	1.14
					0.50	1.06
					0.10	0.76
			特別 E		0.10	0.80
	特別融資制度	事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	サポート（責任共有）		0.20	0.80
					0.20	1.00
	特別融資制度	農業ビジネス保証制度融資	農業		0.30	0.80
	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継 I）	事業承継 1（経営者保証コーディネーター確認無）		0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00

				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和4年度分（令和4年4月1日～令和5年1月9日分）	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継2（経営者保証コーディネーター確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
		新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		伴走支援型特別保証融資	事業承継2（経営者保証コーディネーター確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40

			0.07	0.30
			0.05	0.20
		特別 A	0.00	0.20
		特別 D	0.00	0.20

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和4年度分（令和4年4月1日～令和5年1月9日分）	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
	災害対策特別融資		一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
				0.00	0.80
				0.00	0.60
				0.00	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

（注）

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業

振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

11 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 17（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 4 年度分（令和 5 年 1 月 10 日～令和 5 年 3 月 31 日分））

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 4 年度分（令和 5 年 1 月 10 日～令和 5 年 3 月 31 日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75
				0.46	1.55
				0.40	1.35
				0.35	1.15
				0.30	1.00
				0.26	0.80
				0.21	0.60
				0.16	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			産振 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00
				0.46	1.80
				0.40	1.60
				0.35	1.35
				0.30	1.10
				0.26	0.90
				0.21	0.70
				0.16	0.50
				0.12	0.50
				※0.30	※1.35
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75
				0.39	1.55
				0.34	1.35
				0.30	1.15
				0.25	1.00
				0.22	0.80
				0.18	0.60

				0.13	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年度分（令和5年1月10日～令和5年3月31日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	産振 10 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.42	2.00
					0.39	1.80
					0.34	1.60
					0.30	1.35
					0.25	1.10
					0.22	0.90
					0.18	0.70
					0.13	0.50
					0.11	0.50
					※0.25	※1.35
				特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90
				特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76
				特別 A	0.40	0.90
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
		借換え融資		一般	1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
				特別 A	0.40	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.40	0.76
				特別 E	0.40	0.80
		小規模企業融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
				特別 A	0.30	0.90

				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
				特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年度分（令和5年1月10日～令和5年3月31日分）	経営支援融資制度	小規模企業融資	(10年)	産振10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
				特別A	0.25	0.90
				特別B	0.55	1.14
				特別C	0.50	1.06
				特別D	0.25	0.76
				特別E	0.25	0.80
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20
					1.14	2.00
					1.02	1.80
					0.90	1.60
					0.74	1.35
					0.59	1.10
					0.55	0.90
					0.50	0.70
					0.30	0.50
				特別A	0.40	0.90
				特別D	0.40	0.90
				特別E	0.40	0.80
		流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68
	経営安定融資			特殊	1.01	1.62
					0.91	1.49
					0.80	1.32
					0.70	1.15
					0.57	0.98
					0.44	0.85
					0.40	0.68
					0.35	0.51
					0.22	0.39
				短期	1.17	1.90
					1.04	1.75
					0.92	1.55
					0.80	1.35
					0.64	1.15
					0.50	1.00
					0.45	0.80
					0.40	0.60
					0.25	0.45
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	産振7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
				特別A	0.30	0.90

			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和4年度分（令和5年1月10日～令和5年3月31日分）	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
					特別 A	0.25
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 E	0.25	0.80
		南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
				0.31	1.75	
				0.27	1.55	
				0.24	1.35	
				0.20	1.15	
				0.18	1.00	
				0.14	0.80	
				0.12	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.20	0.90
		特別 B	0.55	1.14		
		特別 C	0.50	1.06		
		特別 D	0.20	0.76		
	次世代施策推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90	
				0.46	1.75	
				0.40	1.55	
				0.35	1.35	
				0.30	1.15	
				0.26	1.00	
				0.21	0.80	
				0.16	0.60	
				0.12	0.45	
				特別 A	0.30	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	

					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	%
令和4年度分 (令和5年1月10日～令和5年3月31日分)	特別融資制度	次世代施策推進融資	(10年)	特別 A	0.25	0.90
			(15年)	特別 B	0.55	1.14
			(20年)	特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
	中核企業支援融資	一般		1.07	1.90	
			0.94	1.75		
			0.82	1.55		
			0.70	1.35		
			0.55	1.15		
			0.46	1.00		
			0.42	0.80		
			0.36	0.60		
			0.21	0.45		
			特別 A	0.10	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.10	0.76	
			創業者等応援融資	創業	0.10	0.85
			事業再生支援融資（一般枠）	一般	1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
	0.55	1.15				
	0.46	1.00				
	0.42	0.80				
	0.36	0.60				
	0.21	0.45				
	特別 A	0.10			0.90	
	特別 B	0.55			1.14	
	特別 C	0.50			1.06	
	特別 D	0.10			0.76	
	特別 E	0.10			0.80	
	事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	サポート（責任共有）	0.20	0.80		
		サポート（責任共有対象外）	0.20	1.00		
	農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80		
	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継Ⅰ（経営者保証コーディネーター確認無）	0.42	1.90		
			0.39	1.75		
			0.34	1.55		
			0.30	1.35		
			0.25	1.15		
			0.22	1.00		
			0.18	0.80		
			0.13	0.60		

				0.11	0.45
--	--	--	--	------	------

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和4年度分（令和5年1月10日～令和5年3月31日分）	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継2（経営者保証コーディネーター確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
		新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		経営改善支援融資	経営改善	1.15	1.15
				1.00	1.00
				0.85	0.85
				0.70	0.70
				0.60	0.60
				0.50	0.50
				0.40	0.40
				0.30	0.30
				0.20	0.20

		特別 A	0.00	0.20
		特別 D	0.20	0.20

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率
		区分	%	%
令和4年度分（令和5年1月10日） 令和5年3月31日分	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
			0.31	1.75
			0.27	1.55
			0.24	1.35
			0.20	1.15
			0.18	1.00
			0.14	0.80
			0.12	0.60
			0.11	0.45
		特別 A	0.20	0.90
		特別 B	0.55	1.14
		特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.20	0.76
		特別 E	0.20	0.80
	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
			0.00	1.75
			0.00	1.55
			0.00	1.35
			0.00	1.15
			0.00	1.00
			0.00	0.80
			0.00	0.60
			0.00	0.45
		特別 A	0.00	0.90
		特別 B	0.00	1.14
		特別 C	0.00	1.06
		特別 D	0.00	0.76
		特別 E	0.00	0.80

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「区分」欄の「特別E」とは、中小企業信用保険法第15条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

11 「区分」欄の「経営改善」とは、国が定める伴走支援型特別保証が付される場合をいう。

12 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 18（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 5 年度分（令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 11 月 23 日分））

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %	
				区分	%		
令和5年度分（令和5年4月1日～令和5年11月23日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
			0.16	0.60			
			0.12	0.45			
			特別 A	0.30	0.90		
			特別 B	0.55	1.14		
			特別 C	0.50	1.06		
			特別 D	0.30	0.76		
			特別 E	0.30	0.80		
			(10年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06		
			特別 D	0.25	0.76		
			特別 E	0.25	0.80		
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	
				特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
				特別 A	0.40	0.90	
				特別 D	0.40	0.90	
				特別 D（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
				特別 E	0.40	0.80	
		借換え融資		一般	1.07	1.90	
					0.94	1.75	
					0.82	1.55	
					0.70	1.35	
					0.55	1.15	
					0.46	1.00	
					0.42	0.80	
					0.36	0.60	
					0.21	0.45	
				特別 A	0.40	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	

		特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.40	0.76
		特別 E	0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和5年度分（令和5年4月1日～令和5年11月23日分）	経営支援融資制度	小規模企業融資 (7 年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20
				1.14	2.00
				1.02	1.80
				0.90	1.60
				0.74	1.35
				0.59	1.10
				0.55	0.90
				0.50	0.70
				0.30	0.50
			特別 A	0.40	0.90
			特別 D	0.40	0.90
			特別 E	0.40	0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68
	経営安定融資	特殊		1.01	1.62
				0.91	1.49
				0.80	1.32
				0.70	1.15
				0.57	0.98
				0.44	0.85
				0.40	0.68
				0.35	0.51
				0.22	0.39
		短期		1.17	1.90

				1.04	1.75
				0.92	1.55
				0.80	1.35
				0.64	1.15
				0.50	1.00
				0.45	0.80
				0.40	0.60
				0.25	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率		
				区分	%	%		
令和5年度分 (令和5年4月1日～令和5年11月23日分)	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90		
					0.46	1.75		
					0.40	1.55		
					0.35	1.35		
					0.30	1.15		
					0.26	1.00		
					0.21	0.80		
					0.16	0.60		
					0.12	0.45		
				特別 A	0.30	0.90		
				特別 B	0.55	1.14		
				特別 C	0.50	1.06		
				特別 D	0.30	0.76		
				特別 E	0.30	0.80		
			(10 年)	産振 10	0.42	1.90		
					0.39	1.75		
					0.34	1.55		
					0.30	1.35		
					0.25	1.15		
					0.22	1.00		
					0.18	0.80		
					0.13	0.60		
					0.11	0.45		
				特別 A	0.25	0.90		
				特別 B	0.55	1.14		
				特別 C	0.50	1.06		
				特別 D	0.25	0.76		
				特別 E	0.25	0.80		
		南海トラフ地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90			
				0.31	1.75			
				0.27	1.55			
				0.24	1.35			
				0.20	1.15			
				0.18	1.00			
				0.14	0.80			
				0.12	0.60			
				0.11	0.45			
				特別 A	0.20	0.90		
				特別 B	0.55	1.14		
				特別 C	0.50	1.06		
				特別 D	0.20	0.76		
				次世代施策推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
							0.46	1.75
							0.40	1.55

				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	%
令和5年度分（令和5年4月1日～令和5年11月23日分）	特別融資制度	次世代施策推進融資	(10年) (15年) (20年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
			0.11	0.45		
			(10年) (15年) (20年)	特別 A	0.25	0.90
		特別 B		0.55	1.14	
		特別 C		0.50	1.06	
		特別 D		0.25	0.76	
		中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
	0.46			1.00		
	0.42			0.80		
	0.36			0.60		
	0.21			0.45		
	特別 A			0.10	0.90	
	特別 B			0.55	1.14	
	特別 C			0.50	1.06	
	特別 D		0.10	0.76		
	創業者等応援融資		創業	0.10	0.85	
	事業再生支援融資（一般枠）		一般	1.07	1.90	
		0.94		1.75		
		0.82		1.55		
		0.70		1.35		
		0.55		1.15		
		0.46		1.00		
0.42		0.80				
0.36		0.60				
0.21		0.45				
特別 A		0.10	0.90			
特別 B	0.55	1.14				
特別 C	0.50	1.06				

			特別 D	0.10	0.76
			特別 E	0.10	0.80
		事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	サポート（責任共有）	0.20	0.80
			サポート（責任共有対象外）	0.20	1.00
		農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和5年度分 (令和5年4月1日～令和5年11月23日分)	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継 1（確認無）	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			事業承継 2（確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特定経営承継準備	0.20	1.15
		新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60

				0.11	0.45
		特別 A		0.25	0.90
		特別 B		0.55	1.14
		特別 C		0.50	1.06
		特別 D		0.25	0.76
		特別 E		0.25	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和5年度分（令和5年4月1日～令和5年11月23日分）	特別融資制度	経営改善支援融資	経営改善	1.15	1.15
				1.00	1.00
				0.85	0.85
				0.70	0.70
				0.60	0.60
				0.50	0.50
				0.40	0.40
				0.30	0.30
				0.20	0.20
			特別 A	0.00	0.20
			特別 D	0.20	0.20
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
				0.00	0.80
				0.00	0.60
				0.00	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 11 「区分」欄の「経営改善」とは、国が定める伴走支援型特別保証が付される場合をいう。
- 12 「区分」欄の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。

別表第 19（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 5 年度分（令和 5 年 11 月 24 日～令和 6 年 3 月 14 日分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	
			区分	%		
令和5年度分（令和5年11月24日～令和6年3月14日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.30	0.76	
			特別 E	0.30	0.80	
			(10年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
		0.22			1.00	
		0.18			0.80	
		0.13			0.60	
		0.11			0.45	
		特別 A			0.25	0.90
		特別 B	0.55	1.14		
		特別 C	0.50	1.06		
		特別 D	0.25	0.76		
		特別 E	0.25	0.80		
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	
			特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
			特別 A	0.40	0.90	
			特別 D	0.40	0.90	
			特別 D（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
			特別 E	0.40	0.80	
		借換え融資	一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	
				0.36	0.60	
				0.21	0.45	

		特別 A	0.40	0.90
		特別 B	0.55	1.14
		特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.40	0.76
		特別 E	0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率	
				区分	%	%	
令和5年度分（令和5年11月24日～令和6年3月14日分）	経営支援融資制度	小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
					0.16	0.60	
					0.12	0.45	
					特別 A	0.30	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.30	0.76
					特別 E	0.30	0.80
			(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.25	0.76
					特別 E	0.25	0.80
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20		
				1.14	2.00		
				1.02	1.80		
				0.90	1.60		
				0.74	1.35		
				0.59	1.10		
				0.55	0.90		
				0.50	0.70		
				0.30	0.50		
				特別 A	0.40	0.90	
				特別 D	0.40	0.90	
				特別 E	0.40	0.80	
		流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68	
		経営安定融資	特殊	1.01	1.62		
				0.91	1.49		
				0.80	1.32		
				0.70	1.15		
				0.57	0.98		
				0.44	0.85		
				0.40	0.68		

			0.35	0.51
			0.22	0.39
		短期	1.17	1.90
			1.04	1.75
			0.92	1.55
			0.80	1.35
			0.64	1.15
			0.50	1.00
			0.45	0.80
			0.40	0.60
			0.25	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率	
				区分	%	%	
令和5年度分 (令和5年11月24日～令和6年3月14日分)	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
					0.16	0.60	
					0.12	0.45	
					特別 A	0.30	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.30	0.76
					特別 E	0.30	0.80
			(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.25	0.76
					特別 E	0.25	0.80
		南海トラフ地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90		
				0.31	1.75		
				0.27	1.55		
				0.24	1.35		
				0.20	1.15		
				0.18	1.00		
				0.14	0.80		
				0.12	0.60		
				0.11	0.45		
				特別 A	0.20	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.20	0.76	

		次世代施策推進融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
					0.16	0.60
					0.12	0.45
				特別 A	0.30	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.30	0.76

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和5年度分 (令和5年11月24日～令和6年3月14日分)	特別融資制度	次世代施策推進融資	(10 年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
			0.11	0.45		
			(10 年)	特別 A	0.25	0.90
		(15 年)		特別 B	0.55	1.14
		(20 年)		特別 C	0.50	1.06
		特別 D		0.25	0.76	
		中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
	0.46			1.00		
	0.42			0.80		
	0.36			0.60		
	0.21			0.45		
	特別 A			0.10	0.90	
	特別 B	0.55	1.14			
	特別 C	0.50	1.06			
	特別 D	0.10	0.76			
	創業者等応援融資（一般枠）			創業	0.10	0.85
	創業者等応援融資（スタートアップ創出促進枠）			創業	0.30	1.05
事業再生支援融資（一般枠）			一般	1.07	1.90	
				0.94	1.75	
				0.82	1.55	
				0.70	1.35	
				0.55	1.15	
				0.46	1.00	
				0.42	0.80	

		0.36	0.60
		0.21	0.45
	特別 A	0.10	0.90
	特別 B	0.55	1.14
	特別 C	0.50	1.06
	特別 D	0.10	0.76
	特別 E	0.10	0.80
事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	サポート （責任共有）	0.20	0.80
	サポート （責任共有対象外）	0.20	1.00
農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和5年度分（令和5年11月24日～令和6年3月14日分）	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継1（確認無）	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			事業承継2（確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特定経営承継準備	0.20	1.15
		新事業チャレンジ支援資金等融資	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75

				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和5年度分（令和5年11月24日） 令和6年3月14日分	特別融資制度	経営改善支援融資	経営改善	1.15	1.15
				1.00	1.00
				0.85	0.85
				0.70	0.70
				0.60	0.60
				0.50	0.50
				0.40	0.40
				0.30	0.30
				0.20	0.20
			特別 A	0.00	0.20
			特別 D	0.20	0.20
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
	災害対策特別融資	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
				0.00	0.80
				0.00	0.60
				0.00	0.45

		特別 A	0.00	0.90
		特別 B	0.00	1.14
		特別 C	0.00	1.06
		特別 D	0.00	0.76
		特別 E	0.00	0.80

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。
- 11 「区分」欄の「経営改善」とは、国が定める伴走支援型特別保証が付される場合をいう。
- 12 「区分」欄の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。

別表第 20（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 5 年度分（令和 6 年 3 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %		
			区分	%			
令和5年度分（令和6年3月15日～令和6年3月31日分）	経営支援融資制度	特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	
				特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
				特別 A	0.40	0.90	
				特別 D	0.40	0.90	
				特別 D（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76	
				特別 E	0.40	0.80	
				小規模企業融資		(7 年)	産振 7
			0.46				1.75
			0.40				1.55
			0.35				1.35
			0.30				1.15
			0.26				1.00
			0.21				0.80
			0.16	0.60			
		0.12	0.45				
		特別 A	0.30	0.90			
		特別 B	0.55	1.14			
		特別 C	0.50	1.06			
		特別 D	0.30	0.76			
		特別 E	0.30	0.80			
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90		
				0.39	1.75		
				0.34	1.55		
				0.30	1.35		
				0.25	1.15		
				0.22	1.00		
				0.18	0.80		
				0.13	0.60		
				0.11	0.45		
				特別 A	0.25	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.25	0.76	
				特別 E	0.25	0.80	
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20	
					1.14	2.00	
					1.02	1.80	
					0.90	1.60	
					0.74	1.35	
					0.59	1.10	
					0.55	0.90	
					0.50	0.70	
					0.30	0.50	
					特別 A	0.40	0.90
					特別 D	0.40	0.90
					特別 E	0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	%
令和5年度分（令和6年3月15日～令和6年3月31日分）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 （一般枠）	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
			0.16	0.60		
			0.12	0.45		
			特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.30	0.76	
			特別 E	0.30	0.80	
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
		特別 E	0.25	0.80		
			安心実現のための 高知県緊急融資 （事業者選択型経営者 保証非提供促進枠）	産振 10 （ 2 要件充足）	0.52	2.00
					0.49	1.85
	0.44				1.65	
	0.40				1.45	
	0.35				1.25	
	0.32				1.10	
	0.28				0.90	
	0.23				0.70	
	0.21				0.55	
	特別 A				0.35	1.00
	特別 D				0.35	0.86
	産振 10 （ 1 要件充足）				0.72	2.20
					0.69	2.05
				0.64	1.85	
				0.60	1.65	
				0.55	1.45	
				0.52	1.30	
				0.48	1.10	
	0.43			0.90		
	0.41			0.75		
	特別 A	0.55	1.20			
	特別 D	0.55	1.06			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和5年度分（令和6年3月15日～令和6年3月31日分）	経営支援融資制度	借換え融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
			特別 A	0.40	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.40	0.76
			特別 E	0.40	0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68
		経営安定融資		1.01	1.62
				0.91	1.49
				0.80	1.32
				0.70	1.15
				0.57	0.98
				0.44	0.85
				0.40	0.68
				0.35	0.51
				0.22	0.39
			短期	1.17	1.90
				1.04	1.75
				0.92	1.55
				0.80	1.35
				0.64	1.15
				0.50	1.00
				0.45	0.80
				0.40	0.60
				0.25	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %		
			区分	%			
令和5年度分 (令和5年11月24日～令和6年3月31日分)	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
			0.16		0.60		
			0.12		0.45		
			特別 A		0.30	0.90	
			特別 B		0.55	1.14	
			特別 C		0.50	1.06	
			特別 D		0.30	0.76	
			特別 E		0.30	0.80	
			(10年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.25	0.76
					特別 E	0.25	0.80
		南海トラフ地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90		
				0.31	1.75		
				0.27	1.55		
				0.24	1.35		
				0.20	1.15		
				0.18	1.00		
				0.14	0.80		
				0.12	0.60		
				0.11	0.45		
				特別 A	0.20	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.20	0.76	
		次世代施策推進融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
					0.16	0.60	
					0.12	0.45	
				特別 A	0.30	0.90	

			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	%
令和5年度分 (令和6年3月15日～令和6年3月31日分)	特別融資制度	次世代施策推進融資	(10年)	産振 10	0.42	1.90
					0.39	1.75
					0.34	1.55
					0.30	1.35
					0.25	1.15
					0.22	1.00
					0.18	0.80
					0.13	0.60
					0.11	0.45
		(10年)	(15年)	特別 A	0.25	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.25	0.76
				特別 A	0.10	0.90
				特別 B	0.55	1.14
				特別 C	0.50	1.06
				特別 D	0.10	0.76
	中核企業支援融資	一般			1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
		特別 A	特別 B	特別 C	0.10	0.90
					0.55	1.14
					0.50	1.06
					0.10	0.76
					0.10	0.85
					0.30	1.05
	事業再生支援融資（一般枠）	一般			1.07	1.90
					0.94	1.75
					0.82	1.55
					0.70	1.35
					0.55	1.15
					0.46	1.00
					0.42	0.80
					0.36	0.60
					0.21	0.45
		特別 A	特別 B	特別 C	0.10	0.90
					0.55	1.14
					0.50	1.06
					0.10	0.76
					0.10	0.80
					0.20	0.80

	施枠)	サポート (責任共有対象 外)	0.20	1.00
	農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率
		区分	%	%
令和5年度分 (令和6年3月15日～令和6年3月31日分)	特別融資制度 事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継1（確認無）	0.42	1.90
			0.39	1.75
			0.34	1.55
			0.30	1.35
			0.25	1.15
			0.22	1.00
			0.18	0.80
			0.13	0.60
			0.11	0.45
		事業承継2（確認有）	0.25	1.15
			0.22	1.00
			0.19	0.85
			0.15	0.70
			0.13	0.60
			0.11	0.50
			0.09	0.40
			0.07	0.30
			0.05	0.20
	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
			0.31	1.75
			0.27	1.55
			0.24	1.35
			0.20	1.15
			0.18	1.00
			0.14	0.80
			0.12	0.60
			0.11	0.45
		特定経営承継準備	0.20	1.15
	新事業チャレンジ支援資金等融資	産振10	0.42	1.90
			0.39	1.75
			0.34	1.55
			0.30	1.35
			0.25	1.15
			0.22	1.00
			0.18	0.80
			0.13	0.60
			0.11	0.45
		特別A	0.25	0.90
		特別B	0.55	1.14

		特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.25	0.76
		特別 E	0.25	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和5年度分（令和6年3月15日～令和6年3月31日分）	特別融資制度	経営改善支援融資	経営改善	1.15	1.15
				1.00	1.00
				0.85	0.85
				0.70	0.70
				0.60	0.60
				0.50	0.50
				0.40	0.40
				0.30	0.30
				0.20	0.20
			特別 A	0.00	0.20
			特別 D	0.20	0.20
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
				0.00	0.80
				0.00	0.60
				0.00	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

（注）

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規

定する特別小口保険が付される場合をいう。

3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。

4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。

5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。

6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

11 「区分」欄の「経営改善」とは、国が定める伴走支援型特別保証が付される場合をいう。

12 「区分」欄の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。

13 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は保証料率及び基本保証料率に 0.25 パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後 2 事業年度の決算が無い場合は同様に 0.45 パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前 2 期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

14 「区分」欄の「2 要件充足」とは、13 のア及びイのいずれにも該当する場合をいう。また、「1 要件充足」とは、13 のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後 2 事業年度の決算が無い場合をいう。

別表第 21（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 6 年度分（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 7 月 17 日）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 6 年度分（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 7 月 17 日）	経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90
			特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76
			特別 A	0.40	0.90
			特別 D	0.40	0.90
			特別 D（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76
			特別 E	0.40	0.80
	小規模企業融資	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
	小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20
				1.14	2.00
				1.02	1.80
				0.90	1.60
				0.74	1.35
				0.59	1.10
				0.55	0.90
				0.50	0.70
				0.30	0.50
			特別 A	0.40	0.90
			特別 D	0.40	0.90
			特別 E	0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率
				区分	%	
令和6年度分（令和6年4月1日～令和6年7月17日）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 (一般枠)	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
			0.16	0.60		
			0.12	0.45		
			特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.30	0.76	
			特別 E	0.30	0.80	
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.25	0.90
		特別 B	0.55	1.14		
		特別 C	0.50	1.06		
		特別 D	0.25	0.76		
		特別 E	0.25	0.80		
		安心実現のための 高知県緊急融資 (事業者選択型経営者 保証非提供促進枠)	産振 10 (2 要件充足)	0.52	2.00	
				0.49	1.85	
				0.44	1.65	
				0.40	1.45	
				0.35	1.25	
				0.32	1.10	
				0.28	0.90	
				0.23	0.70	
				0.21	0.55	
				特別 A	0.35	1.00
				特別 D	0.35	0.86
				産振 10 (1 要件充足)	0.72	2.20
					0.69	2.05
					0.64	1.85
			0.60		1.65	
			0.55		1.45	
			0.52		1.30	
			0.48		1.10	
			0.43		0.90	
			0.41	0.75		
			特別 A	0.55	1.20	
			特別 D	0.55	1.06	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和6年度分（令和6年4月1日～令和6年7月17日）	経営支援融資制度	借換え融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
			特別 A	0.40	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.40	0.76
			特別 E	0.40	0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68
		経営安定融資	特殊	1.01	1.62
				0.91	1.49
				0.80	1.32
				0.70	1.15
				0.57	0.98
				0.44	0.85
				0.40	0.68
				0.35	0.51
				0.22	0.39
			短期	1.17	1.90
				1.04	1.75
				0.92	1.55
				0.80	1.35
				0.64	1.15
				0.50	1.00
				0.45	0.80
				0.40	0.60
				0.25	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和6年度分 (令和6年4月1日～令和6年7月17日)	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10年)	産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80
		南海トラフ地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
		次世代施策推進融資	(7年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90

	施枠)	サポート (責任共有対象 外)	0.20	1.00
	農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和6年度分 (令和6年4月1日～令和6年7月17日)	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継1（確認無）	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			事業承継2（確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特定経営承継準備	0.20	1.15

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	
		区分	%		
令和6年度分（令和6年4月1日～令和6年7月17日）	特別融資制度	経営改善支援融資	経営改善	1.15	1.15
				1.00	1.00
				0.85	0.85
				0.70	0.70
				0.60	0.60
				0.50	0.50
				0.40	0.40
				0.30	0.30
				0.20	0.20
		特別 A	0.00	0.20	
		特別 D	0.20	0.20	
	産業人材確保促進融資	地震・節電対策	0.34	1.90	
			0.31	1.75	
			0.27	1.55	
			0.24	1.35	
			0.20	1.15	
			0.18	1.00	
			0.14	0.80	
			0.12	0.60	
			0.11	0.45	
		特別 A	0.20	0.90	
		特別 B	0.55	1.14	
		特別 C	0.50	1.06	
		特別 D	0.20	0.76	
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
			0.27	1.55	
			0.24	1.35	
			0.20	1.15	
			0.18	1.00	
			0.14	0.80	
			0.12	0.60	
			0.11	0.45	
特別 A			0.20	0.90	
特別 B			0.55	1.14	
特別 C			0.50	1.06	
特別 D			0.20	0.76	
特別 E			0.20	0.80	
災害対策特別融資			一般	0.00	1.90
			0.00	1.75	
			0.00	1.55	
			0.00	1.35	
			0.00	1.15	
			0.00	1.00	
		0.00	0.80		
	0.00	0.60			

			0.00	0.45
		特別 A	0.00	0.90
		特別 B	0.00	1.14
		特別 C	0.00	1.06
		特別 D	0.00	0.76
		特別 E	0.00	0.80

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 7 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「区分」欄の「特別 E」とは、中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

- 11 「区分」欄の「経営改善」とは、国が定める伴走支援型特別保証が付される場合をいう。
- 12 「区分」欄の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。
- 13 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は保証料率及び基本保証料率に 0.25 パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後 2 事業年度の決算が無い場合は同様に 0.45 パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前２期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

- 14 「区分」欄の「２要件充足」とは、13 のア及びイのいずれにも該当する場合をいう。また、「１要件充足」とは、13 のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後２事業年度の決算が無い場合をいう。

別表第 22（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（令和 6 年度分（令和 6 年 7 月 18 日～令和 7 年 3 月 31 日）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和 6 年度分（令和 6 年 7 月 18 日～令和 7 年 3 月 31 日）	経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90
			特別小口（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76
			特別 A	0.40	0.90
			特別 D	0.40	0.90
			特別 D（医業を除く小規模 NPO 法人）	0.40	0.76
			特別 E	0.40	0.80
		小規模企業融資	(7 年) 産振 7	0.49	1.90
				0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
			(10 年) 産振 10	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
				0.25	0.90
				0.55	1.14
				0.50	1.06
				0.25	0.76
				0.25	0.80
	小口零細企業融資	小口零細		1.27	2.20
				1.14	2.00
				1.02	1.80
				0.90	1.60
				0.74	1.35
				0.59	1.10
				0.55	0.90
				0.50	0.70
				0.30	0.50
			特別 A	0.40	0.90
			特別 D	0.40	0.90
			特別 E	0.40	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度				保証料率		基本保証料率 %
				区分	%	
令和6年度分（令和6年7月18日～令和7年3月31日）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 （一般枠）	(7 年)	産振 7	0.49	1.90
					0.46	1.75
					0.40	1.55
					0.35	1.35
					0.30	1.15
					0.26	1.00
					0.21	0.80
			0.16	0.60		
			0.12	0.45		
			特別 A	0.30	0.90	
			特別 B	0.55	1.14	
			特別 C	0.50	1.06	
			特別 D	0.30	0.76	
			特別 E	0.30	0.80	
		(10 年)	産振 10	0.42	1.90	
				0.39	1.75	
				0.34	1.55	
				0.30	1.35	
				0.25	1.15	
				0.22	1.00	
				0.18	0.80	
				0.13	0.60	
				0.11	0.45	
				特別 A	0.25	0.90
		特別 B	0.55	1.14		
		特別 C	0.50	1.06		
		特別 D	0.25	0.76		
		特別 E	0.25	0.80		
		安心実現のための 高知県緊急融資 （事業者選択型経営者 保証非提供促進枠）	産振 10 （ 2 要件充足）	0.52	2.00	
				0.49	1.85	
				0.44	1.65	
				0.40	1.45	
				0.35	1.25	
				0.32	1.10	
				0.28	0.90	
				0.23	0.70	
				0.21	0.55	
				特別 A	0.35	1.00
				特別 D	0.35	0.86
				産振 10 （ 1 要件充足）	0.72	2.20
					0.69	2.05
					0.64	1.85
			0.60		1.65	
			0.55		1.45	
			0.52		1.30	
			0.48		1.10	
			0.43		0.90	
			0.41	0.75		
			特別 A	0.55	1.20	
			特別 D	0.55	1.06	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和6年度分（令和6年7月18日～令和7年3月31日）	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資 （経営力強化保証枠）	(7年) 経営力強化 7	0.46	1.75
				0.40	1.55
				0.35	1.35
				0.30	1.15
				0.26	1.00
				0.21	0.80
				0.16	0.60
				0.12	0.45
				0.12	0.45
				※0.30	※1.15
			特別 A	0.30	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.30	0.76
			特別 E	0.30	0.80
		(10年)	経営力強化 10	0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
				0.11	0.45
				※0.25	※1.15
			特別 A	0.25	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.25	0.76
			特別 E	0.25	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和6年度分（令和6年7月18日～令和7年3月31日）	経営支援融資制度	借換え融資	一般	1.07	1.90
				0.94	1.75
				0.82	1.55
				0.70	1.35
				0.55	1.15
				0.46	1.00
				0.42	0.80
				0.36	0.60
				0.21	0.45
			特別 A	0.40	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.40	0.76
			特別 E	0.40	0.80
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68
		経営安定融資	特殊	1.01	1.62
				0.91	1.49
				0.80	1.32
				0.70	1.15
				0.57	0.98
				0.44	0.85
				0.40	0.68
				0.35	0.51
				0.22	0.39
			短期	1.17	1.90
				1.04	1.75
				0.92	1.55
				0.80	1.35
				0.64	1.15
				0.50	1.00
				0.45	0.80
				0.40	0.60
				0.25	0.45

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %		
			区分	%			
令和6年度分 (令和6年7月18日～令和7年3月31日)	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
					0.16	0.60	
					0.12	0.45	
					特別 A	0.30	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.30	0.76
					特別 E	0.30	0.80
			(10年)	産振 10	0.42	1.90	
					0.39	1.75	
					0.34	1.55	
					0.30	1.35	
					0.25	1.15	
					0.22	1.00	
					0.18	0.80	
					0.13	0.60	
					0.11	0.45	
					特別 A	0.25	0.90
					特別 B	0.55	1.14
					特別 C	0.50	1.06
					特別 D	0.25	0.76
					特別 E	0.25	0.80
		南海トラフ地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90		
				0.31	1.75		
				0.27	1.55		
				0.24	1.35		
				0.20	1.15		
				0.18	1.00		
				0.14	0.80		
				0.12	0.60		
				0.11	0.45		
				特別 A	0.20	0.90	
				特別 B	0.55	1.14	
				特別 C	0.50	1.06	
				特別 D	0.20	0.76	
		次世代施策推進融資	(7年)	産振 7	0.49	1.90	
					0.46	1.75	
					0.40	1.55	
					0.35	1.35	
					0.30	1.15	
					0.26	1.00	
					0.21	0.80	
					0.16	0.60	
					0.12	0.45	
					特別 A	0.30	0.90

	施枠)	サポート (責任共有対象 外)	0.20	1.00
	農業ビジネス保証制度融資	農業	0.30	0.80

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率
			区分	%	%
令和6年度分 (令和6年7月18日～令和7年3月31日)	特別融資制度	事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅰ）	事業承継1（確認無）	0.42	1.90
				0.39	1.75
				0.34	1.55
				0.30	1.35
				0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.18	0.80
				0.13	0.60
				0.11	0.45
			事業承継2（確認有）	0.25	1.15
				0.22	1.00
				0.19	0.85
				0.15	0.70
				0.13	0.60
				0.11	0.50
				0.09	0.40
				0.07	0.30
				0.05	0.20
		事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特定経営承継準備	0.20	1.15
	特別融資制度	産業人材確保促進融資	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14

		特別 C	0.50	1.06
		特別 D	0.20	0.76

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %
			区分	%	
令和6年度分（令和6年7月18日～令和7年3月31日）	災害復旧融資	災害対策特別支援融資制度	地震・節電対策	0.34	1.90
				0.31	1.75
				0.27	1.55
				0.24	1.35
				0.20	1.15
				0.18	1.00
				0.14	0.80
				0.12	0.60
				0.11	0.45
			特別 A	0.20	0.90
			特別 B	0.55	1.14
			特別 C	0.50	1.06
			特別 D	0.20	0.76
			特別 E	0.20	0.80
	災害対策特別融資		一般	0.00	1.90
				0.00	1.75
				0.00	1.55
				0.00	1.35
				0.00	1.15
				0.00	1.00
				0.00	0.80
				0.00	0.60
				0.00	0.45
			特別 A	0.00	0.90
			特別 B	0.00	1.14
			特別 C	0.00	1.06
			特別 D	0.00	0.76
			特別 E	0.00	0.80

（注）

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号のいずれかに係るものに限る。)や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付され

る場合をいう。

- 9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「区分」欄の「特別E」とは、中小企業信用保険法第15条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

- 11 「区分」欄の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。

- 12 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は保証料率及び基本保証料率に0.25パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算が無い場合は同様に0.45パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前2期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

- 13 「区分」欄の「2要件充足」とは、12のア及びイのいずれにも該当する場合をいう。また、「1要件充足」とは、12のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算が無い場合をいう。

- 14 「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者